

## 児童扶養手当提出書類一覧【認定請求】

No,	区分	基本的な必要書類	左記以外の必要書類
1	父母が婚姻を解消した児童	(1)認定請求書 (2)戸籍謄(抄)本 (3)世帯全員の住民票 (4)公的年金調書 (5)現況調書 (6)生計維持等に関する調書 (7)振込口座通帳の写し (8)養育費等に関する申告	○戸籍に離婚の記載がされるまで時間がかかる場合には、戸籍謄本に代えて、次の書類を添付することができます。ただし、後日離婚が戸籍に記載された場合は、速やかに戸籍謄本の提出が必要です。 →離婚届受理証明書、調停調書、審判書または判決書の謄本(審判書及び判決書の謄本には確定証明書を添付のこと。)
2	父または母が死亡した児童	(1)認定請求書 (2)戸籍謄(抄)本 (3)世帯全員の住民票 (4)公的年金調書 (5)現況調書 (6)生計維持等に関する調書 (7)振込口座通帳の写し	イ 請求者が母または父であって児童と別居している場合 →別居監護申立書、児童の在学する学校等の在学・在寮証明書
3	父または母が障害の状態にある児童	(1)認定請求書 (2)戸籍謄(抄)本 (3)世帯全員の住民票 (4)公的年金調書 (5)現況調書 (6)生計維持等に関する調書 (7)年金調書の写し (8)振込口座通帳の写し (9)診断書等	ロ 請求者が養育者である場合 →養育申立書  ニ 請求者が事実婚であった場合 →事実婚解消申立書  ホ 対象児童が20歳未満で障害の状態にある場合(特別児童扶養手当の対象児童である場合は、診断書の省略ができる) →障害認定診断書等
4	父または母の生死が明らかでない児童(危難が去った後3ヶ月以上生死が明らかでない場合)	(1)認定請求書 (2)戸籍謄(抄)本 (3)世帯全員の住民票 (4)生死不明証明書 (5)公的年金調書 (6)現況調書 (7)生計維持等に関する調書 (8)振込口座通帳の写し	ヘ 請求者(日本人)が外国籍の児童を監護している場合 →監護申立書  ト 親族以外の同居人がいる場合 →同居人との関係申立書
5	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童	(1)認定請求書 (2)戸籍謄(抄)本 (3)世帯全員の住民票 (4)遺棄申立書第1号調書(遺棄調書) (5)遺棄証明 (6)公的年金調書 (7)現況調書 (8)生計維持等に関する調書 (9)振込口座通帳の写し	チ 住民票上の住所地と現実の住所地が異なっていた場合 →居住申立書

## 児童扶養手当提出書類一覧【認定請求】

No,	区分	基本的な必要書類	左記以外の必要書類
6	父または母がDV防止及び被害者保護に関する法律の規定による保護命令を受けた児童	(1)認定請求書 (2)戸籍謄(抄)本 (3)世帯全員の住民票 (4)保護命令決定書の謄本と確定証明書、または手当請求用確定証明書 (5)公的年金調書 (6)現況調書 (7)生計維持等に関する調書 (8)振込口座通帳の写し	リ 児童が施設を退所した場合 →施設受給者証または措置解除通知の写し  ヌ 住民票上同居となっているが、実際には同居していない場合 →不在申立書  ル 生計分離の場合 →生計分離に関する申立書、公共料金の領収書写し、その他参考となる資料等  ヲ 受給者または児童が年金を受給または、その加算額となっている場合 →公的年金等の受給状況についての公的年金給付等受給証明書または、給付額が分かる書類  ワ 養育者または扶養義務者が(特別)寡婦(夫)控除のみなし適用を申請する場合 →みなし適用対象者(養育者または扶養義務者)及びその者と生計を一にする子の戸籍謄本、みなし適用対象者と生計を一にする子の所得証明書
7	父または母が法令によって引き続き1年以上拘禁されている児童	(1)認定請求書 (2)戸籍謄(抄)本 (3)世帯全員の住民票 (4)拘禁証明書 (5)公的年金調書 (6)現況調書 (7)生計維持等に関する調書 (8)振込口座通帳の写し	カ 7月から9月までの間に認定請求する場合 →児童扶養手当所得状況届
8	母が婚姻によらないで生まれた児童	(1)認定請求書 (2)戸籍謄(抄)本 (3)世帯全員の住民票 (4)申立書(未婚の女子の子で請求する場合) (5)公的年金調書 (6)現況調書 (7)生計維持等に関する調書 (8)振込口座通帳の写し (9)養育費等に関する申告書	
9	1~8 に該当するかどうか明らかでない児童	(1)認定請求書 (2)戸籍謄(抄)本 (3)世帯全員の住民票 (4)公的年金調書 (5)現況調書 (6)生計維持等に関する調書 (7)振込口座通帳の写し	

※申請する方や世帯の状況等により、上記以外の書類が必要となる場合があります。

## 児童扶養手当提出書類一覧【氏名、支払金融機関、住所変更】

No,	区分	基本的な必要書類	左記以外の必要書類
1	受給者が氏名を変更した場合	(1)氏名変更届 (2)戸籍謄(抄)本 (3)手当証書 (4)振込口座通帳の写し (5)支払金融機関変更届	イ 受給資格者が対象児童と別居している場合 →別居監護申立書、対象児童の世帯全員の住民票、児童の在学する学校等の在学・在寮証明書  ロ 新たに同居することになった扶養義務者がいる場合(扶養義務者の居住地が当年1月1日現在他市町村であった場合) →所得証明書
2	支給対象児童が氏名を変更した場合	(1)氏名変更届	ハ 親族以外の同居人がいる場合 →同居人との関係申立書
3	支払金融機関を変更した場合	(1)支払金融機関変更届 (2)振込口座通帳の写し	ニ 扶養義務者の変更により支給停止事由が発生・消滅する場合 →支給停止関係届
4	受給者が七ヶ浜町内で住所を変更(転居)した場合	(1)住所変更届 (2)生計維持等に関する調書	ホ 支払金融機関が変更になる場合 →振込口座通帳の写し
5	受給者が宮城県内の町村から七ヶ浜町へ転入した場合	(1)住所変更届 (2)生計維持等に関する調書	ヘ 住民票上同居となっているが、実際には同居していない場合 →不在申立書
6	宮城県内の各市または他都道府県から七ヶ浜町へ転入した場合	(1)住所変更届 (2)世帯全員の住民票 (3)生計維持等に関する調書 (4)手当証書	ト 住民票上の住所地と現実の住所地が異なっていた場合 →居住申立書
7	宮城県内各市または他都道府県へ転出する場合	(1)住所変更届	

※申請する方や世帯の状況等により、上記以外の書類が必要となる場合があります。